

法人とっとり



平成24年11月24日、パリにて世界選手権の
女子個人・形 で金メダル獲得した宇佐美里香さん

特集

- 平成24年度 税に関する高校生の作文
- 寄稿「地域再生における
女性パワーの活かし方」



公益社団法人鳥取法人会

『麒麟獅子』



急激な時代の変化のなか若い世代の対応は最近、有る実業高校の校長と話をすることがあった。会話の中で「生徒達の将来について、大学・就職先の進路選択が非常に難しくなってきた」と進路指導の難しさを聞かされた。毎年のものであるが、卒業と同時に就職か、または将来の人生設計に合致した大学に進学するか相談を受け、選択しなければならないときである。生徒達がどの道を選ぶにしても、長年にわたり家族で話し合ってきた将来の道について相談し、目的として決めてきた就業先も、希望先の環境も、描き続けてきた社会も目まぐるしく変化し、意欲を持ってどの様に取り組んで行ったら良いのかと戸惑いを訴えてくるようになったと言う。

データ的にも顕著に現れている様だ。自分の将来像を思い描いてから卒業間近にして最終決定する僅かの数年間に75%近く業種・業態が変わっていくという。希望に胸をふくらませていた業種であっても、例えば、製造業でも、高度な専門技術者化、ロボット化などで目標と定めた企業イメージと内容が、心に決めた時期と現在とが大きく乖離してしまっているとか、サービス業、流通業関係、保険金融関係、建設土木関係などを含め、あらゆる業種においても日進月歩の変化によって、将来の人生設計と目標が定まらず、自分の居場所を見つけだすことが困難となって戸惑いが隠せない生徒が続出しているという。

確かに世の中は速いスピードで業態が変化している。その上どの企業も正社員は大幅削減、安心して働き、家庭を持ち、老後を楽しく過ごす等の願望があっても、一握りの人を除き現実には夢のまた夢となり、パート、臨職、季節労働など不安定な社会下で、その時その時の生活してゆかなければならない状況となってきていて不安が隠せない様だ。また、生活に関する大半の業種においては、流通革命により商品についても大問屋、中間卸、地方問屋、小売店など、又夫々の地域に於いても商店街が形成され小さな単位では有ったが賑わいも有った。この様な流れも、生産者から直接仕入販売の量販店、テレビショッピング、インターネット、直販などにより利便性が追求されると同時に、一方では地域間・量販店・ネット業者間で競争が激化してくれば、人件費が最大のターゲットとなり、雇用関係においてひと昔の様に大半が正規雇用で就職出来る状況でなくなった。

大手企業も将来に備え内部保留が進み、労働環境は一昔の様な互助精神・ワークシェアリング的な暖かさのある社会は遠くなった様に感じる。世界でも稀と言われる日本の戦後復興を成し遂げた家族的な文化はなくなったのか、福祉社会と言っても限界があり如何なものか、もう一度振り返ってみることは出来ないであろうか？

(2013年2月 GALAXY)

目次

麒麟獅子・目次	2	寄稿「平成25年度税制改正大綱について」	14
平成24年度 納税表彰の皆様	3	福利厚生制度コーナー (大同生命)	15
第29回法人会全国大会 (北海道大会)	4	女性部会のページ	16
平成25年度税制改正に関するスローガンと 鳥取版提言	5	「租税教室」	17
事業活動 「65歳継続雇用義務化」	6~8	青年部会の広場	18~19
平成24年度 税に関する高校生作文	9	わが社のホープと会社PR	20~21
寄稿「地域再生における女性パワーの活かし方」	10~11	新入会員さん紹介	22
税務署からのお知らせ	12~13	法人会からのお知らせ・編集後記	23
		裏表紙広告 (大同生命)	24

平成24年度 納税表彰の皆様

広島国税局長 表彰

(10月31日広島にて受賞)



藤本 英興 様
副会長
(鳥取信用金庫 理事長)

鳥取税務署長 表彰

(11月13日鳥取税務署にて受賞)



山本 孝夫 様
理事
(有)山本孝夫会計事務所 社長



米田 恭子 様
女性部会 副部長
(鳥取オート(有) 社長)

鳥取税務署長 感謝状

(11月13日鳥取税務署にて受賞)



諸吉 稔 様
理事・青年部会長
(株)ティエスピー 社長



西垣 由喜恵 様
女性部会 理事
(株)サービスタクシー 取締役



青年部会 受賞
(諸吉稔 青年部会長)



鳥取税務署にて被表彰者と来賓の皆様

第29回 法人会全国大会(北海道大会)

平成24年10月11日「法人会全国大会」(北海道大会)が釧路市にて全国から1,900名の会員が参加し、盛大に開催されました。

大会の第1部では、前鳥取県知事・慶応義塾大学教授の片山善博氏による「地方の再生と日本の将来」と題した記念講演会、第2部の式典では、池田弘一全法連会長の主催者あいさつのあと、表彰状贈呈で、鳥取県連は、会員増強の高加入率を長期間維持の努力賞と福利厚生制度の努力賞を受賞、単位会表彰は、倉吉法人会と鳥取法人会が保険料収入前年比100%達成で表彰されました。「平成25年度税制改正に関する提言」の主旨説明が行われ「大会宣言」が採択されました。

鳥取法人会の出席者は、足立利喜雄副会長他5名でした。



池田弘一全法連会長 挨拶



講師の片山善博氏



鳥取県内よりの参加者

平成25年度税制改正に関するスローガン

(総論)

- 待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を！

(震災復興)

- 予算の迅速な執行など、万全な体制により被災地の早期復興を！

(所得税)

- 所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

(法人税)

- わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを！

(事業承継税制)

- 地域の活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的な事業承継税制を！

(消費税)

- 増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

(地方税関連)

- 地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

(その他)

- 年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

行動する法人会（鳥取版）

平成25年度税制改正に関する提言活動



■川上義博参議院議員事務所（11/16）
（左から川上義博議員・清水昭允会長・山崎安造税制委員長）



■鳥取県庁知事室（11/19）
（左から平井伸治知事・清水昭允会長・山崎安造税制委員長・田中万夫事務局長）



■鳥取市役所（11/19）
（左から竹内功市長・清水昭允会長・山崎安造税制委員長）

■石破茂衆議院議員 12月25日
鳥取県議会議長・鳥取市議会議長へは、
11月19日事務局へ持参

65歳継続雇用の義務化が4月1日よりスタート

～就業規則の変更が急務となる改正高年齢者雇用安定法施行～

公益社団法人鳥取法人会が平成24年度に「希望者全員65歳雇用確保達成事業」に取り組んでいるが、この基本となる高年齢者雇用安定法の改正案が8月29日設立となり、現在雇用している従業員が希望すれば65歳まで雇用することが4月1日より義務化となった。

（事業検討委員会の開催）

第2回の実業検討委員会を1月22日（火）鳥取商工会議所会館において法人会会員委員、当局委員など8名の参加により開催し、事業の進捗状況の報告、全体セミナーの実施計画、好事例集の作成・配布等の実施方法について協議した。

また、今後法改正への対応が必要な企業支援の訪問状況等の報告や企業の取組状況、課題などの意見について意見交換を行った。



（65歳雇用に関する熱心な意見交換を展開）

（制度導入の好事例集の作成）

65歳雇用制度を既に実施している企業10社に対し、導入方法・課題・成果等の聞き取り調査を実施し報告書（500部）としてまとめ、全体セミナー・諸会議等において配布する。



好事例訪問企業概要

- （事例1）株式会社 シバガーメント… 2
- （事例2）株式会社 ふるさと鹿野… 4
- （事例3）株式会社 吉備総合電設… 6
- （事例4）山陰警備保障 株式会社… 8
- （事例5）有限会社 山本精機… 10
- （事例6）株式会社 小銭屋… 12
- （事例7）株式会社 人形のはなふさ… 14
- （事例8）鳥取県東部森林組合… 16
- （事例9）株式会社 愛進堂… 18
- （事例10）株式会社 HRD… 20

◇改正高年齢者雇用安定法の概要

高年齢者雇用安定法が改正され、

- ①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③義務違反の企業の公表
- ④高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

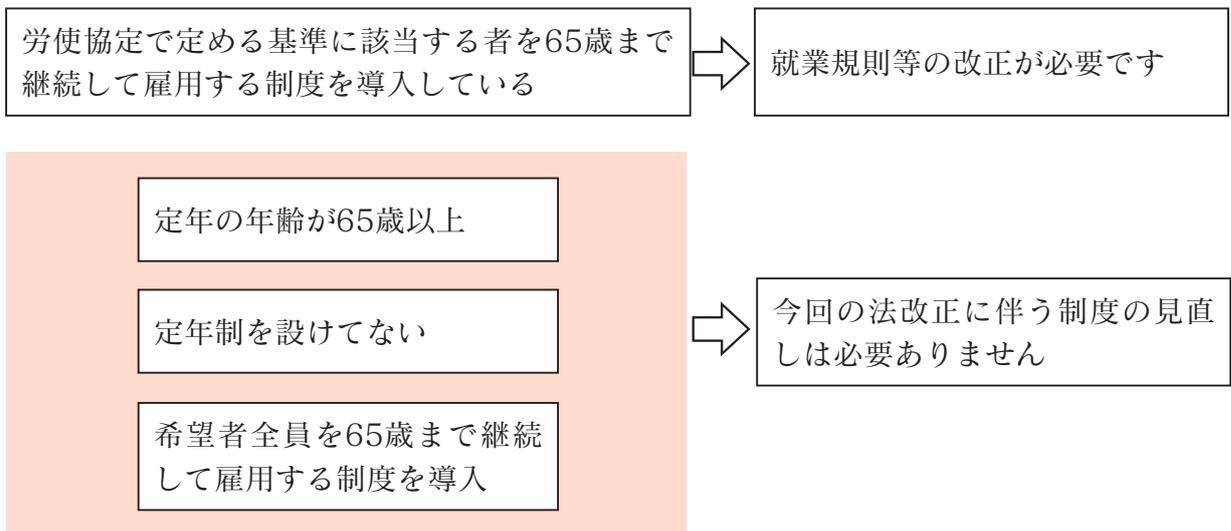
等が平成25年4月から施行されます。

【具体的な法改正におけるQ & A】

他のQ & Aについては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

問：当分の間、60歳に達する労働者がいない場合でも、継続雇用制度の導入等を行わなければならないのでしょうか。

答：高年齢者雇用安定法は、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講じることを義務付けているため、当分の間、60歳以上の労働者が生じない企業であっても、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じていなければなりません。



問：就業規則は変える必要があるの？

答：65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止されたため、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とするよう、この基準を削除する就業規則の変更が必要になります。

【希望者全員を65歳まで継続雇用する場合の条文例】

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。



【経過措置を利用する場合の条文例】

第〇条 従業員の定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同法の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

問：継続雇用制度について、定年退職者を継続雇用するにあたり、いわゆる嘱託やパートなど、従来の労働条件を変更する形で雇用することは可能ですか。その場合、1年ごとに雇用契約を更新する形態でもいいのでしょうか。

答：継続雇用後の労働条件については、高年齢者の安定した雇用を確保するという高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえたものであれば、最低賃金などの雇用に関するルールの範囲内で、フルタイム、パートタイムなどの労働時間、賃金、待遇などに関して、事業主と労働者の間で決めることができます。

1年ごとに雇用契約を更新する形態については、高年齢者雇用安定法の趣旨にかんがみれば、年齢のみを理由として65歳前に雇用を終了させるような制度は適当ではないと考えられます。

したがって、この場合は、

- ①65歳を下回る上限年齢が設定されていないこと
- ②65歳までは、原則として契約が更新されること（ただし、能力など年齢以外を理由として契約を更新しないことは認められます。）

が必要であると考えられますが、個別の事例に応じて具体的に判断されることとなります。

人に優しい税金

鳥取西高等学校一年 大森 美咲

「税金」という言葉を聞いて、皆さんはどのようなイメージを持つだろうか。今まで私は、なぜか「税金」に対して否定的なイメージしか持っていなかった。しかし、2011年3月11日のあの出来事とそのイメージを一変させた。東日本大震災の発生である。

震災が発生して、あれから一年半が経とうとしている。現在まで、復旧に向けて多くの人々の努力があった。復興ボランティアとして被災地へ向かった人々。支援物資を募り、輸送した人々。そして日本中から集まった義援金など。日本中が協力し、助け合おうとしてきた。しかし、未だに被災地では復興のめどすらたらず、途方に暮れている人々もたくさんいる。また、がれき処理や除染作業など、復興にかかわる膨大な費用も必要である。一部の人たちの努力ではどうすることもできないのである。私は、あれだけの被害から立ち直ることが本当にできるのだろうかと心配でたまらなかった。

しかし、国をはじめ各自治体が、特別予算を組み、復興に向けて進み出している。私たちが納めた「税金」が被災地の復興を助けているのである。一人一人の力はわずかでも、みんなが協力すれば、大きな力となるのである。私は、「税金」の持つパワーのようなものを感じた。

また、私はこの震災をきっかけにして、もう一つ心によみがえってきた事がある。阪神淡路大震災である。私の母の実家は、16年前の阪神淡路大震災によって、大きな被害を受けた。幸いにも祖父母の命は助かったが、家屋は大きな被害を受け、取り壊さなければならなかった。私はまだ生まれていなかったのですが、当時のことはよく分からないが、母や祖母からよく聞いていた。被災直後は、食べ物や住居にも困り、不自由な生活を余儀なくされたそうだ。しかし、人々の温かい気持ちと助け合いの精神で、何とか苦難を乗り越えることができ、現在は新しい家も建てることができた。神戸の街も当時のことがうそのように復興してきている。一人一人の努力はもちろんであるが、その影には復興に向けた「税金」の力もあったことも確かだと思う。

現在、私たちの身の回りを見渡してみると、税金によって支えられているものは非常に多い。学校、公園、図書館、消防、役所など、我々の生活には欠かせないものばかりである。

私は、これから大人になり、社会人となった時、我々の納めた税金が効率よく使われて、さらに公共サービスが向上することを望む。そして、我々が納めた税金は、「人に優しい」税金であってほしいと思う。そして、誰もが幸せに暮らしていけるような、そんな世の中になってほしいと思う。

被災地の復興のために、自分ができていることを頑張っていきたいと思う。



地域再生における女性パワーの活かし方

経済評論家・作家 荒 和雄

地域再生、地元再生が盛んに叫ばれているが、現実を直視すると、大都市への人口流出、超円高による大手企業の撤退、相変わらずの駅前商店街のシャッター化などと、少子・高齢時代に入って、地方は益々、疲弊化、衰退化していく傾向がある。こんなときに地域再生のため、女性パワーの活かし方を考え、真の地方主権確立の一助としたい。

(1) 女性パワーが発揮される社会的背景

ロンドン・オリンピックでの各種目における女性選手の活躍は素晴らしかった。とかく、停滞気味の日本社会において、いまや各分野に女性が数多く進出し、そのパワーに大きな期待がかかっている。そこでまずその社会的背景について、ポイントを絞って考えてみよう。

- ① 戦後の新憲法の中で初めての男女平等、特に女性の参政権が認められた。これにより、国会だけでなく地方でも、実に多くの女性議員が活躍している。これがパワーの源泉ともいえる。
- ② 旧民法が戦後に改正され、長子相続を中心とした「家」制度が、新民法では廃止された。一般家庭は大家族主義から核家族、さらに個人中心の生活パターンに大きく変化していった。女性の家からの解放は、大きな社会進出の足場となった。
- ③ 女性の高学歴化の進展がある。人によっては海外に渡って、自分の「売り」の一つとして、英語力や中国語力を身につけ、ごく自然に、国際交流の場に登場する人達も多くなってきた。「売り」とは個人のキャリア、人柄、挑戦力、専門的能力や知識などの見識。同好の仲間やブレン等のサポーター軍団も指す。
- ④ 加えて男女雇用機会均等法の定着化。女性の職域が拡大し、その能力を発揮する機会が大幅に増えてきた。
- ⑤ 女性の社会進出は、新たな女性マーケット市場を生み、「より美しく」「いつまでも美しく」という女性本来の欲求に輪をかけた。美容、健康、グルメや旅行、レジャー産業も活発化し、そこで働く女性やそのリーダーも急速に増えていった。
- ⑥ 結婚・子育てのパターンよりも、「自分らしく」生きる挑戦的で、自立した女性が増えた。女性たちは経済力をつけ、その中から新しいタイプの女性リーダーが続出する土壌も出来てきた。

(2) 女性リーダーの魅力と落とし穴

各社会・各分野に女性やそのリーダーが進出するにつれ、そこには落とし穴も生じた。

また、魅力も一段と増して、能力を十二分に発揮する人も増えてきた。

次に、女性自身では気がつかない落とし穴をみてみよう。

(3) 女性リーダーの落とし穴

- ① マクロ経済に弱く、生活者感覚は鋭いが、概してケチである。
- ② 常にクールな判断が求められるポストにいなながら、情緒が不安定で、お天気屋と言われる。
- ③ 自分の容姿や出身母体、あるいは世襲の「のれん」等にあぐらをかき、うぬぼれ、傲慢な人がいる。
- ④ 会合にたびたび遅れるなど自己中心主義で、常に取り巻きに囲まれている。また問題解決に行き詰まった時、常に特定の人物を名指し、その男性の力を借りようとする。

(4) 女性リーダーの魅力を活用するには

女性が各分野や各社会に進出するにつれ、その活躍の場は大きく広がっている。リーダーの性格は十人十色、それをいかにうまく生かすかが、本人だけでなく、地域再生のためにも不可欠であろう。

次にそのポイントを見てみよう。

- ① 女性リーダーの人脈マップを作成すること。
地元再生には、その地域に住んでいる女性リーダーの人脈マップが必要。その際、その人物のプロフィールだけでなく、「売り」ともいえるキャラクターをしっかりと把握したい。また、このリーダーの人脈には、地域に住む人達だけでなく、東京や海外等で活躍している人達も網羅しておくてはいけない。
そしてケースによって、1年に1、2回、こうした人たちとの交流を深めるイベントを催し、「ふるさと」愛を呼び戻すことがポイントである。地元出身の有名な歌手、芸術家、あるいはスポーツ選手等の「里帰り」のチャンスをとらえ、真のリーダー、協力者をリストアップしたい。
- ② 「色気」より「女気」がポイント
女性リーダーの中には、自分が容姿等で他の女性より優れているのを自慢したり、誇張したりする人もいる。しかし女性の敵は女性であることも心得て、まず、同性の味方をいかに多く作るかに尽力するなどの気配りを見せるとよい。そうした面では「女気」が大切であろう。
- ③ 男社会が続く中、男性リーダーの理解・協力者を
地方によっては未だ男社会であり、また、金融業界などは男社会の典型で、女性支店長や管理者が少ないところが多い。そうしたところで女性が力を発揮するには、必ず自分を押し上げてくれる協力者が不可欠である。男社会は建前や面子の世界、そこをどうほぐして、自分の味方にするかが女性リーダーの才覚であろう。それには常に研究心と地元愛、さらには女性ならではの発想力、実行力を相手に見せる努力が不可欠である。リーダーとしての真価の見せどころといえる。
- ④ リーダーとして成功するか否かはNo2の補佐役の存在次第
女性リーダーの欠点は、己の才覚や容姿、あるいは人脈にうぬぼれ、常に自慢する傾向にある。これをごく自然に防ぐには、No2ともいえる副会長、あるいは補佐役といわれる事務局と、常にコミュニケーションをとることだ。彼女らとの情報の共有、そしてできれば「ふるさと愛」の中で、同じ価値観を持てば幸せであろう。
- ⑤ 女性リーダーの役割は分野を問わず、若者に好かれる街づくりを心掛け、後継者づくりをあらゆる分野で手広く行うことだ。
若者によっては「ふるさと愛」に燃え、故郷に戻り、環境、エネルギー、医療、介護などの分野に入っている人もいる。こうした人達は、時にはストレスを抱え、職場を去る人も出てくるが、挫折を成功に一步一步近づけるには、地域ごとに交流会を開いたり、異業種の若者たちの集まりに行政と組んで手助けをしたりすべきであろう。「ふるさと愛」の後継者作りは、自分の会社や団体と同様、女性リーダーの大きな責務であり、楽しみであろう。大いなる「母性愛」と女性らしい気配りを発揮してほしい。

(5) 「先憂後楽」の奥ゆかしい気持ちを

女性リーダーの中には、「私が、私が」と強引な人もいる。男たちは面と向かっては、その強引さを非難しないが、陰では「女だてらに」と悪口を言っているケースも多い。女性リーダーは、時には強引さも必要だが、やはり男性と同性との協調が大切、コミュニケーションに注意を払いながら、一步一步引き下がって自分を見つめ、「先憂後楽」の気配りが多くのサポーターの賛同を得るであろう。

「天狗」にならない心のゆとり、あくなき「改革」への挑戦力、そして問題解決能力、人脈作り、その道はこれまで歩いてきた人生よりも厳しいかもしれないが、やりがいのある仕事であることは間違いない。

鳥取県下の法人税の申告状況

項目	平成22年度		平成23年度		〈参考〉平成23年度:中国五県	
	件数・金額等	前年対比	件数・金額等	前年対比	件数・金額等	前年対比
申告件数	10,396件	99.2%	10,356件	99.6%	146,747件	99.1%
申告所得金額	484億円	128.0%	483億円	99.8%	12,816億円	101.3%
申告税額	126億円	127.9%	129億円	102.7%	3,497億円	100.7%
黒字申告割合	27.6%	+0.7ポイント	28.0%	+0.4ポイント	26.2%	+0.9ポイント

(注)その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について翌年7月31日までに申告があったものを集計しています。

ダイレクト納付をご利用ください

<ダイレクト納付とは・・・>

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

<ダイレクト納付を利用するには・・・>

1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

3 「ダイレクト納付利用届出書」を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署に提出してください。

※国税庁ホームページで作成できます。署名、押印の上、書面で提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1ヶ月程度かかります。

<ダイレクト納付の利用方法は・・・>

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定して納付される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

※「納付日を指定して納付」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。



「今すぐ納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

「納付日を指定して納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

4 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

国税に関する相談等について

1 国税に関する相談

国税について不明な点などがあるときは、お気軽にご相談ください。ご相談に対して、迅速かつ的確な対応に努めていきます。

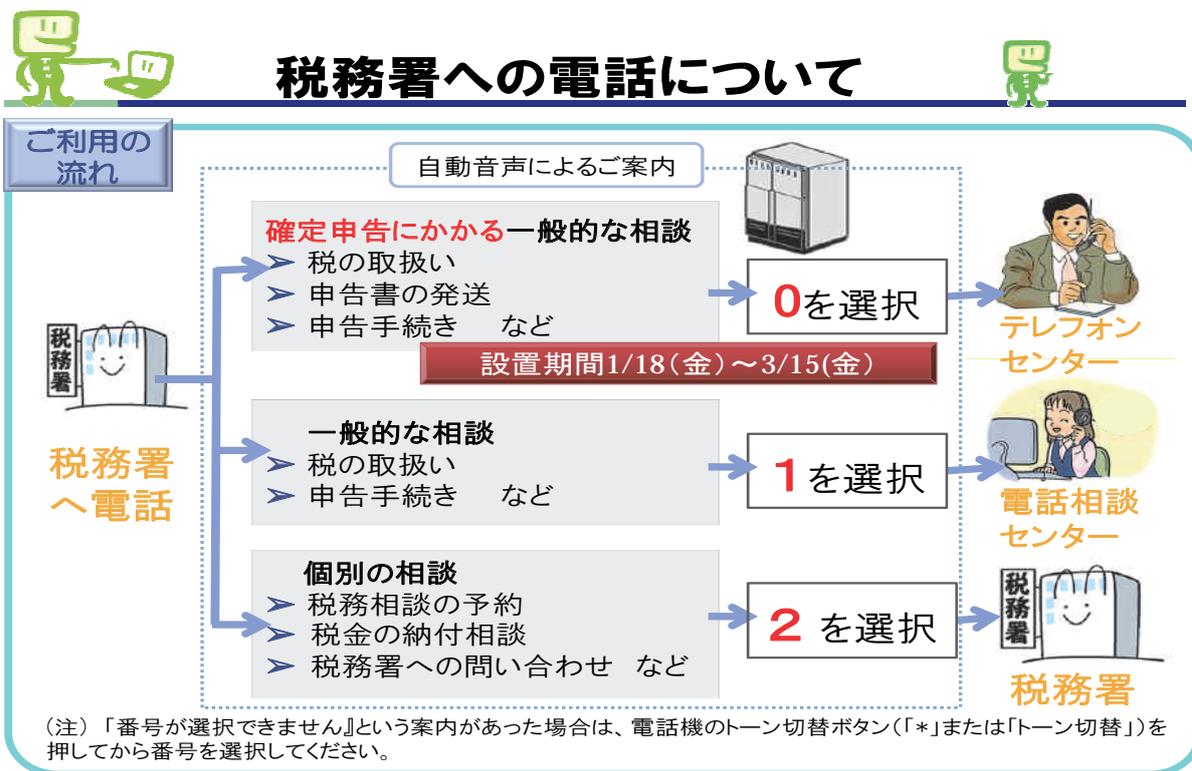
国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けています。電話相談センターは、所轄の税務署に電話していただき、自動音声に従って番号「1」を選択すると利用できます。

また、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けています。税務署での面接の事前予約は番号「2」を選択してください。

なお、確定申告期間中における所得税、個人事業者の方の消費税、贈与税に関する確定申告については、事前予約は承っておりませんので、申告相談会場（鳥取市役所駅南庁舎地下第5会議室）に直接お越しくください。

(注) 平成25年1月18日から3月15日の間、確定申告にかかる一般的な相談については、テレフォンセンターで受け付けています。番号「0」を選択してください。

(参考) 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でも申告・納税に関する情報を提供しています。



2 税理士への依頼

税理士（税理士法人、税理士業務を行う弁護士及び弁護士法人を含みます。以下同じです。）には、税務代理及び税務書類の作成を依頼することや、税務に関して相談することができます（依頼や相談に関する費用が必要となります）。

これらの税務代理などの業務を行うことができるのは、税理士に限られています。

平成25年度税制改正大綱について

中国税理士会 鳥取支部

会員 税理士 林原 政幸

1、はじめに

自民、公明の両党は平成25年1月24日に2013年度税制改正大綱を決定しました。これは2014年4月の消費税率8%への引き上げを見据え住宅ローン減税の拡充や自動車取得税の廃止などの減税措置の特徴が見られます。

格差是正の観点から富裕層の所得税と相続税の課税を強化。低所得層対策として、生活必需品の税率を低く抑える軽減税率を消費税率が10%に上がる2015年10月段階で導入するよう目指しています。

2、住宅ローン減税

13年末に期限切れとなる住宅ローン減税を4年間延長する。所得税から控除できる年間の上限金額を現行の倍増の40万円に引き上げる。

3、自動車取得税の軽減

消費増税の影響が出やすい自動車には購入者の負担を緩和する措置を導入し、駆け込み需要と反動減を抑えるため、14年4月から購入時にかかる自動車取得税を軽減し、15年10月には廃止する。自動車重量税は「道路の維持管理などのための財源として位置付ける方向で見直す」との文言を盛り込み、かつての道路特定財源に近い形にもどす。

4、富裕層への増税

富裕層への増税は15年1月から実施される。所得税の最高税率を40%から45%へ引き上げ、課税所得4,000万円超の部分に適用する。相続税は課税対象となる相続財産のうち6億円超の部分に最高税率55%を新たに設定。課税対象を広げるために、非課税となる基礎控除は現行から4割縮小の「3,000万円+600万円×法定相続人数」とする。

5、孫への教育資金にかかる贈与税非課税

祖父母から30歳未満の孫への教育資金の一括贈与する場合、それにかかる贈与税を非課税とする。適用期間は13年4月1日から15年12月31日までの2年9ヶ月間である。一人の孫につき1,500万円であるから4人の孫にこの規定を適用して教育資金の贈与を行おうとすれば、何と6,000万円まで非課税となるのである。

6、軽減税率

公明党が消費税率8%段階からの導入を主張していたが、自民党は準備が間に合わないとして慎重であった。「消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」という表現で決着。今後、対象品目、税率、財源確保、インボイス制度の整備、中小企業者の事務負担増対策などの詳細を詰め、今年度末14年度税制改正までに「関係者の理解得た上で、結論を得る」ことになった。

大型保障制度紹介キャンペーン実施中！



ご挨拶

法人会の福利厚生事業に対しまして、平素よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人会の企業防衛制度をさらに多くの中小企業経営者の方に理解していただき、最高の安心と最大の満足を得て戴ければ幸いです。

皆様の企業経営に役立つ情報、プランをご用意しております。つきましては下記制度推進員がご訪問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

私たちが福利厚生制度推進担当者です



山田 保美



上村 康隆



小林 千代美



青滝 亜矢子



藤原 建二



岡本 千恵子



諸道 早苗



岩見 聖子



大同生命保険株式会社 鳥取営業部
鳥取市富安 2-159 久本ビル 4F
Tel : 0857-22-2007 Fax : 0857-22-0131

第3回

「税に関する絵はがきコンクール」開催

女性部会では事業活動の一つとして「租税教育活動」を行なっています。その活動の一環として、小学6年生を対象により税への理解を深めてもらおうと「税に関する絵はがきコンクール」を開催しています。

昨年11月から今年1月まで、鳥取市内の各小学校に出向き、租税教室のあとに絵はがきコンクールへの参加を呼びかけました。第3回となる今年度は、21校から659作品の応募がありました。

平成25年2月5日、特別審査員として鳥取税務署長、税務広報広聴官、「絵」の専門家を招き女性部会役員のメンバーが入賞選考を行いました。入賞作品は、下記の7点です。



第二次選考会風景

鳥取法人会 会長賞



山本桃華さん（湖山小学校）



659作品の展示会場（鳥取市役所駅南市庁舎地下1F）

鳥取税務署 署長賞



西尾 愛さん（美保小学校）

鳥取法人会女性部会部長賞



横川桃歌さん（青谷小学校）

鳥取法人会青年部会部長賞



古井明香里さん（久松小学校）

大同生命保険株式会社山陰営業支社長賞



森藤あゆみさん（日進小学校）

A I U 保険会社鳥取支店長賞



梶川日菜子さん（醇風小学校）

アフラック鳥取支社長賞



長田美桜さん（湖山小学校）

「租税教室」開催

～女性部会・青年部会の皆様が講師として出前授業～



11月27日 城北小学校6年生
講師 西垣 由喜恵氏



12月5日 国府東小学校6年生
講師 宮脇 英彰氏



12月14日 遷喬小学校6年生
講師 中井 史生氏



12月17日 大正小学校6年生
講師 加藤 陽子氏



12月18日 美保小学校6年生
講師 諸吉 稔氏



12月20日 米里小学校6年生
講師 渡邊 昌子氏



1月25日 醇風小学校6年生
講師 松村 将史氏



1月28日 郡家西小学校6年生
講師 諸吉 稔氏



1月31日 岩倉小学校6年生
講師 加藤 寛氏



2月8日 世紀小学校6年生
講師 辰己 泰彦氏

第26回法人会 全国青年の集い 宮崎大会

青年部会 広報副委員長 田島 大介

今回の全国青年の集いは平成24年11月1日、2日に宮崎市内のシーガイアコンベンションセンターで開催されました。

私事ですがその週に九州で他の用事もあったことや、受注現場が鹿児島で稼働中だったこともあり、開催数日前に車で出発をし、ぐらりと九州を巡るかたちで会場に入りました。

鳥取からの代表会員参加人数は16名で、全参加人数は2,008名とのことでしたが、15,000人収容可能と言われるシーガイアコンベンションセンターの規模にはとても圧倒的な印象を受けました。

会場内ではご当地物産やグルメなど、九州各地が誇る商品を販売されるブースが有り、人集りの中私は炭焼き地鶏の真空パックと黒糖ドーナッツ棒をお土産に買いました。

今年の租税教育活動プレゼンの最優秀賞は、中国地方代表 出雲法人会の「みんなで商売体験をしよう！」で、小学生に仕入れから製造、販売、納税までを実体験してもらおうという我がキッズカフェでも参考になるとても興味深い内容のものでした。

それぞれ賞を受賞されると場内は盛大な拍手が鳴り響きました。

記念講演会では、ワタミグループ創業者の渡邊美樹氏による「夢をカタチに！新価値創造への挑戦」がテーマの講演を頂きましたが、拝聴された方々が口々に感動の声を上げておられ、私自身も大変感銘を受けた講演でした。

その後の大懇親会では、地元飲食店の女性スタッフや青年部会員の方々がテーブルごとに付いてくださり、料理の好みを聞いてくれてバイキング料理の行列に並んで取って来て下さっていたのはとても頭が下がりました。

今回の大会で私が強く感じたのは、“活気”でした。

この大会を通じて皆が奮起し一丸となって町を含む全体を盛り上げていた姿はやはり元気付けられるものがありました。

一人一人が気持ちを盛り上げて、その気持ちの集合体で一つの大きな目標が達成される・・・改めてそれを感じさせてくれた素晴らしい大会でした。

この活気により鳥取法人会も更に飛躍出来ることを実感させていただきました。

この度は参加させていただき大変感謝いたします。 本当に有難うございました。



参加者の皆様（筆者後列中央）



大会式典風景

第5回「キッズカフェ」と租税教室の開催

平成24年12月1日（土）第5回目となる「キッズカフェ」を開催いたしました。

この事業は、鳥取法人会の社会貢献活動の一環として青少年の育成と「税」の大切さを勉強の目的にしています。会場は、中心市街地の「パレットとっとり」2階。

今年度は、遷喬小学校6年生23名を対象に、商売を実際に生徒たちが体験し、売上げから「税金」の関わり方を学ぶ租税教室もとりいれて、実施いたしました。

鳥取法人会の青年部会員が、「キッズカフェ」開店にむけて、6年生の教室に出向いて準備のために、接客の仕方、商品の値段のつけ方、商品の作り方等々指導し、当日は、23名の児童たちに、レジ係、物作り（モッフルパフェ・みたらしだんご・ラーメン・カレーライス・ハンバーガー・コーヒー・ジュースの7品）接客を体験しました。来店客は、生徒の父兄を中心に400名。

当日の売上げ182,000円に対して原価を差し引き利益に対して所得税、消費税の計算を税務署の職員にお願いして後日「租税教室」を開催いたしました。



開店時行列が出来るレジ



メニューの売込みに声を出す児童



店内風景



遷喬小学校にて 租税教室
講師 出口 敦教氏（左側）

わが社のホープと会社PR

①名前 ②血液型 ③趣味 ④上司からのコメント ⑤会社住所 ⑥業種 ⑦会社PR

西日本税理士法人



+ ①宮本 律子 (みやもと りつこ) +

DATA: ② B型
 ③ デパ地下巡り
 ④ 昨年、税理士試験に合格したがんばり屋さんです。一つの仕事でも、その周辺の関連事項やお客様の気持ちをよく考えて、心配り、心配りで対応してくれますので安心して任せられます。
 性格も明るく、仕事もできますので、お客様からの信頼も厚い。これからも税理士法人の一員として一緒にがんばっていきましょう！

会社の概要

- ⑤ 〒680-0846 鳥取市扇町116番地 田中ビル2号館1F
 Tel 0857-30-3001
<http://www.wjtax.com>
- ⑥ 会社設立・資金繰り相談・医科歯科向けサービス・相続税対策ほか
- ⑦ 当法人は、税理士3名(阪本稔之、大久保計良、若松信宏)により鳥取県中東部の税理士法人として発足しました。
 当法人は、最新情報の収集、最適な情報提供やご提案、法律改正に素早く対応できるフットワーク、昔のやり方にとらわれない柔軟性など、激変する今日の経済社会において必要な要素をもった会計事務所です。
 ご質問・お問い合わせがありましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。



西日本税理士法人外観



オフィス

有限会社 八木谷生花店 (花工房やぎたに 駅南店)



① 橋本 朱里 (はしもと あかい)

- DATA: ② B型
 ③ 映画・ショッピング・アロマ
 ④ お客様のご要望にいつも笑顔で対応し、若く初々しく素直な職員です。

会社の概要

- ⑤ 営業本部 〒680-8065 鳥取市国府町新町2丁目256
 Tel. 0857-22-3431
 駅南店 〒680-0846 鳥取市扇町57-1
 Tel. 0857-21-1237

⑥ 生花切花全般・鉢花・観葉鉢の販売

開店・式典・他のスタンド花・つぼ花・ギフト用アレンジフラワー
 花束・葬儀用の祭壇花・法要のスタンド花

⑦ 鳥取市内を中心に全8店舗の外に便利なネットショップもございますので、お気軽にご利用ください。
 平成24年11月30日(有)八木谷生花店 8店舗目としてOPENしました。

《他店舗との違いとして》

- (1) 店内にギャラリースペースを設置。時季により展示を変更。現在は鳥取の画家さんの絵画を展示中。
 アレンジメント教室も開催。
 (2) 「胡蝶蘭」など蘭の鉢や観葉植物なども豊富な品揃えです。
 (3) ゆったりとした時間の流れる店内でお客様にほっとして、花をお選びしていただけるような「ほっこり」「あったかい」雰囲気のお店づくりを心がけております。



花工房やぎたに 駅南店外観

春らしい花鉢・苗ものも続々と入荷中。
 花束・アレンジメントなどお客様のご要望に合わせてお作り致します。



店内

会社名	代表者	業種
《東支部》		
白兔会館	下田 顕久	宿泊施設
《西支部》		
(株)TRS	安田 是	警備
《南支部》		
宮本外装	宮本 敏行	建設業
布野中小企業診断士事務所	布野真由美	コンサルティング業
西日本税理士法人	阪本 稔之	税理士業
(株)ジェイド	山下 靖夫	不動産業
《北支部》		
鳥取ビルクリーナー(株)	森下 和人	ビルメンテナンス業
鳥ビルマネージメントサービス(株)	笠原 誠夫	清掃資機材他
カットスペースオアシス	辰己 裕子	理容業
《湖南支部》		
ウォールテック	中谷 昌史	建築業
(名)徳忠商店	徳田 和子	賃貸業

会社名	代表者	業種
《湖東支部》		
(株)林原会計塾	林原 政幸	会計事務所
(有)岡野電子工業	岡野慶次郎	製造業
水田建築事務所	水野 雅之	建築業
《桜ヶ丘支部》		
(株)サンクリエイト	山根 勝彦	建設業
《気高支部》		
アフラック代理店	高原 繁	保険代理業
《八頭東支部》		
上嶋設備	上嶋 智	設備工事
《智頭支部》		
(株)エコファイン鳥取	竹内 成人	建設業



☆ 青年部会・女性部会への新入部会員を募集しております ☆

青年部会

企業にとって、次代を担う後継者の育成は大きな課題です。青年部会では、若手経営者が将来に向けて活躍する為の研修会や様々な行事を開催しています。地域社会貢献活動や租税教育活動においては、その企画力・行動力が大きな役割を果たしています。

- 部会員数：57名（H24. 12月末現在）
- 入会資格：鳥取法人会会員企業の経営者
またはそこに勤務する社員で50歳未満の方
- 主な行事：租税教育活動・税務研修会・会員交流会・講演会聴講・全国青年の集い参加 他

女性部会

社会や企業における女性の役割は大きなものとなっています。女性特有のきめ細やかさや優しさを活かした女性部会の活動は、地域社会貢献活動や租税教育活動でも中心的な役割を担っており、社会に大きく貢献しています。

- 部会員数：52名（H24. 12月末現在）
- 入会資格：鳥取法人会会員企業の女性経営者・会社社員の方
- 主な行事：租税教育活動・税務研修会・視察研修・講演会聴講・全国女性フォーラム参加 他

会員募集中です!! 事務局 TEL.0857-27-1604

新しい会員をご紹介ください。入会されますと次のメリットがあります。

◎経営に差がつく ◎税の知識が身につく ◎人脈が広がる

税務説明会・講演会・社会貢献活動・機関紙などの配布・異業種交流など、さまざまな活動をととして企業の発展をバックアップいたします。

～会員増強にはこんな制度があります～

- 〈奨励金〉 1社獲得につき、1000円のギフト券を贈呈
- 〈表彰〉 年度内に5社以上獲得した個人を総会で表彰

法人会からのお知らせ

平成25年4月11日 (木)	第8回法人会女性フォーラム (愛知大会)	ウェスティンナゴヤキャッスル
4月16日 (火)	県連・専務、事務局長会議	全法連会館
5月17日 (金)	第2回 定期総会	とりぎん文化会館「第一会議室」
6月4日 (火)	県連 第1回 定期総会	倉吉シティホテル
8月上旬	県連・専務、事務局長会議	全法連会館
10月3日 (木)	第30回法人会全国大会(青森大会)	リンクステーションホール青森
11月8日 (金)	第27回法人会全国青年の集い (広島大会)	広島グリーンアリーナ

編集後記

災害に弱い首都圏では、8センチ積雪の影響で交通機関が麻痺、転倒して救急車で搬送。タイヤチェーン、スコップ、雪靴等売切。雪の少ない山陰のお店から回したとか・・・今年、自宅、会社の雪かきから解放され本当に助かりました。

「鳥取砂丘 砂の美術館」、昨年4月にオープンし第5期展示イギリス編が先ほど閉幕し、来場者52万6千人、近畿圏中心に県外観光客が80%、経済効果は土産、飲食、宿泊等116,5億円。目標達成で春から縁起がいい話題です。第6期展示「砂で世界旅行・東南アジア編～王朝の栄華とよみがえる神秘の国々～」が4月20日から開催されます。

また、5月にとっとり花回廊を中心に「植樹祭」、9～11月湖山池公園を主会場に「全国都市緑化フェア」開催、出雲大社では60年振りの平成の大遷宮が行われています。

そして、3月24日には鳥取自動車道が全線開通。鳥取県と関西圏との時間が短縮し、観光、物流など連携連動してますます交流拡大が期待できます。鳥取県民も各催事に足を運んで情報発信、元気な山陰をアピールし集客力が伸びるよう協力しましょう。

広報委員長 金明伸俊

公益社団法人 鳥取法人会

〒680-0031

鳥取市本町3丁目201番地

鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル2階

TEL 0857 (27) 1604 FAX 0857 (20) 0555

メール：hojin@toriho.com ホームページ：http://www.toriho.com

ご意見・ご要望をお待ちしております

法人会の経営者大型総合保障制度ご加入者サービス

医療・健康
の
サポートに!

Doctor of Doctors Network

ドクターオドクターズネットワーク

こんな声に
お応えいたします。

- 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのか!
- 現在治療を受けているが、他の治療法がないか別の医師の意見(セカンドオピニオン)も聞いてみたい!
- 自分の症状にあった専門医にかかりたい!

セカンドオピニオンサービス

受付時間: 平日10:00~16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

メディカルコンサルテーション

現在治療中の病気や症状に関する「セカンドオピニオン」やお客さまの病気や症状にあわせた「優秀専門医※1紹介」のため、医大の名誉教授クラスの専門医(総合相談医※2)と相談することです。

セカンドオピニオンの提供

より良い医療を選択するために、主治医以外の医師に現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法について意見を聞くことです。

優秀専門医の紹介

総合相談医の判断により、お客さまの病症状やニーズに合わせて、総合相談医から推薦・選考された高いレベルの専門性を有する専門医を紹介します。また、セカンドオピニオンの提供において、より高度な専門性が求められる場合、専門医を紹介します。

健康ダイヤル24

24時間 年中無休

- 健康相談
- 医療相談
- 介護相談
- 育児相談
- メンタルヘルスの相談
- 医療機関情報提供

※1 優秀専門医とは、43の専門分野においてティーベック株式会社ドクターオドクターズ評議員全員一致で選考された専門医のことをいいます。

※2 ティーベック株式会社の用語定義となります。

- 当サービスは、法人会の経営者大型総合保障制度および(集定・集団扱特約適用の)個人保障プランの被保険者さま(保険の対象となる方)をご利用対象とさせていただきます。※契約者さまはご利用いただけません。
- 当サービスは、大同生命保険株式会社とAIU保険会社の提携により、ティーベック株式会社が提供するサービスです。
- 当サービスの内容は平成24年3月現在のものであり、今後予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- その他、地域や内容によりご要望に添えない場合がございますので、電話によるご相談の際、ティーベック社専門スタッフにご確認ください。

この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。



AIU保険会社

山陰営業支社 鳥取営業部/鳥取市富安2-159
(久本ビル4F) TEL 0857-22-2007

鳥取支店/鳥取県鳥取市東品治町102
(鳥取駅前ビル4F) TEL 0857-20-0081

受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)